

富山市わがまちサロン事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年度富山市規則第36号）第24条の規定に基づき、富山市わがまちサロン事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、おおむね月2回以上、ひきこもり、不登校、精神の障害を持った者等が参加することができる場を地域で提供する次に掲げる事業とする。

- (1) 地域ふれあい型事業 メンタルヘルスサポーター、民生児童委員、社会福祉協議会、特定非営利活動法人、当事者団体等が中心となって他者との交流を促す活動を行う事業
- (2) 共生型事業 介護予防ふれあいサークル事業等の既存事業を活用する活動を行う事業
- (3) 専門職配置型事業 前2号に掲げる事業に医師、保健師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員、介護支援専門員その他医療・保健・福祉関係の相談に対応できる専門職（以下「専門職」という。）を1人以上配置して行う事業

(要件等)

第3条 市長は、前条の事業のうち次に掲げる全ての要件を満たす事業を行う団体に対し、当該事業に要する経費の一部について予算の範囲内において補助金を交付することができる。

- (1) 本市に所在地を有する団体が本市内で実施する事業であること。
- (2) 地域住民が参加しやすい身近な場所で実施する事業であること。
- (3) 人または地域とのつながりが困難となった者を1人（共生型事業にあっては、原則として64歳以下の者に限る。）以上含む事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体には、補助金を交付しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が事業主又は役員となっている団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められる団体
- (3) 前2号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適當であると市長が認める団体

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 地域ふれあい型事業 月3,000円を上限とする額
- (2) 共生型事業 月1,000円を上限とする額
- (3) 専門職配置型事業 前2号に掲げる額に専門職の配置1回当たり5,000円を加えた額（月10,000円を上限とする。）

(対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、報償費（謝金）、会場借上料、消耗品費及び食料費とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添付し、富山市わがまちサロン事業補助金交付申請書（様式第1号）により、事業実施の前日までに市長に補助金の交付の申請を行わなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

（交付決定の通知）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、その旨を富山市わがまちサロン事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（事業計画の変更の承認）

第9条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の事業計画書等の内容を変更しようとするときは、富山市わがまちサロン事業補助金事業計画変更申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により事業計画の変更を承認したときは、補助団体に富山市わがまちサロン事業補助金事業計画変更承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（交付決定の取り消し）

第10条 市長は、第3条第1項の要件を欠くに至ったとき、補助団体が同条第2項に該当することになったとき、又は補助団体が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（実績報告）

第11条 補助団体は、補助事業が完了したときは、次に掲げる書類を添付し、速やかに富山市わがまちサロン事業補助金実績報告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 補助対象経費の領収書（写し）又は支払いを証明する書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、補助事業の完了の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等により当該補助事業に交付する額を確定し、補助団体に富山市わがまちサロン事業補助金額確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定をした後に補助団体に対し、補助金を交付する。

(細則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。